

令和4年5月30日

資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について

－令和3年度諮問に対する答申－

東京税理士会

調査研究部

目 次

はじめに.....	1
1. 検討の内容.....	2
2. 検討結果およびその理由.....	2
3. 個別項目の検討結果及びその理由.....	3
(1) 相続開始前3年以内の贈与加算年数の延長について.....	3
(2) 暦年贈与の基礎控除の引き上げについて.....	5
(3) 相続時精算課税制度の利用促進について.....	5
(4) 相続税の課税方式のあり方について.....	7
(5) 租税特別措置法における一定の贈与税の非課税制度のあり方について.....	8
4. 相続税を遺産取得課税方式に変更した場合の税収への影響とその検証.....	9
5. 相続税・贈与税の一体的課税制度見直しに伴う贈与への影響の検証.....	9
6. 諸外国における相続税及び贈与税制度.....	11

令和4年5月30日

東京税理士会会長 足達 信一 殿

資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について

東京税理士会 調査研究部長
矢ノ目 忠

令和3年9月6日付「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について」の諮問に対し、下記のとおり答申します。

はじめに

令和3年度に引続き、令和4年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）（以下「与党大綱」という。）では、相続税・贈与税のあり方について「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」と記載されている。この「資産移転の時期の選択に中立的」とは、資産移転の時期（回数・金額を含む）にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産移転の総額に係る税負担が一定となることをいう。また、「高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。」ともしている。

そこで、調査研究部としては、「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について」の諮問に対する答申作成に際し、相続税・贈与税の一体的課税制度に関する意識調査のため、㈱日本総合研究所へアンケート調査（この調査結果を「日本総研アンケート結果」とする。）を依頼した。なお、日本総研アンケート調査結果に関しては、概要を「5. 相続税・贈与税の一体的課税制度見直しに伴う贈与への影響の検証」に記載するとともに、全文を別紙として添付している。また、支部法対策委員会等に対し、「相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方の意見について」として、課題検討（この検討結果を「支部法対等課題検討結果」とする。）を依頼した。

これらのアンケート結果を踏まえ、①資産の再分配機能の確保を図りつつ、②資産の早期の世代間移転を促進するための税制構築に向け、相続税及び贈与税のあり方について検討した。

具体的には、①では「相続開始前の贈与について加算年数を延長すること」、②では「基礎控除以下の贈与については加算の対象から除外すること」、「暦年贈与の基礎控除を引き上げること」、「相続時精算課税制度の諸要件を大幅に見直すこと」について検討した。

また、相続税と贈与税の一体化が図られた場合、相続税の課税方式についても検討が必要である。現行の法定相続分課税方式は、遺産総額によって同額の相続財産を取得した納税者間の税負担の公平が図れないこと等、様々な問題点が指摘されている。それに対し、遺産取得課税方式は、他の相続人の贈与額や相続額に影響されることなく、自己が移転を受けた財産のみをもって相続税が計算される利点がある。そこで、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、相続税の課税方式のあり方について検討した。

さらに、租税特別措置法における贈与税の非課税制度について、与党大綱では「経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における

資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく。」とあり、経済対策としての観点からそのあり方について検討した。

1. 検討の内容

諮問に対して、与党大綱において掲げられた「資産移転時期の選択に中立的な税制の構築」及び「格差の固定化防止等の観点」並びに「高齢世代の保有資産を若年世代に早期移転し有効活用を通じた経済の活性化」を踏まえ、下記の5つの項目について検討した。

- (1) 相続開始前3年以内の贈与加算年数の延長について（相法 19）
- (2) 暦年贈与の基礎控除の引き上げについて（相法 21 の 5、措法 70 の 2 の 4）
- (3) 相続時精算課税制度の利用促進について（相法 21 の 9～18）
- (4) 相続税の課税方式のあり方について（相法 15、16、17 他）
- (5) 租税特別措置法における贈与税の非課税制度のあり方について（措法 70 の 2、70 の 2 の 2、70 の 2 の 3）

2. 検討結果およびその理由

調査研究部では、諸外国の制度（下記 6 参照）を参考に、①資産の再分配機能の確保を図りつつ、②資産の早期の世代間移転を促進するための税制構築に向け、相続税及び贈与税のあり方について検討した。その上で、支部法対等課題検討結果及び日本総研アンケート結果を踏まえ、次に掲げる結論を導いた。

資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築の観点からは、相続時精算課税制度が望ましい。しかしながら、暦年贈与課税制度を廃止した場合、110 万円の基礎控除等を活用した相続税節税のインセンティブを喪失するため、資産の早期の世代間移転が著しく阻害される可能性がある。さらに、相続時精算課税制度については、納税者の事務負担が増加するとともに、それを管理する課税当局の事務負担も増加するという問題がある。また、一生涯の贈与が相続時に精算される制度とした場合、加算対象者及び加算対象の贈与件数が大幅に増大するため、適正な申告がなされない懸念も生じる。

したがって、現行の贈与税の課税方式を大きく変更せずに、資産移転の時期の中立性をより確保するためには、暦年贈与課税の生前贈与加算年数を現行の3年から5～10年程度に延長し、基礎控除以下の贈与については加算の対象から除外することが望ましい。また、資産移転の時期に最も中立的な相続時精算課税制度については、同制度の利用促進を図るため、選択時の弊害となっている要件等を大幅に見直すことが望ましい。これら2つの見直しにより、総合的に資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されるものと期待される。

資産の早期の世代間移転を促進する観点から、及び日本総研アンケート結果による「贈与金額の決定に基礎控除の額が大きく影響していることがうかがえる。」ことを踏まえると、贈与税の基礎控除を引き上げることが望ましい。

生前贈与の加算年数を延長する場合には、各相続人への生前贈与額が表面化することで、相続人間での遺産分割協議等においてトラブルとなる可能性も高まる。また、現行の相続税の課税方式である法定相続分課税方式では、既に様々な問題点が指摘されている。これらを解決するためには、課税方式を変更した際の種々の課題に配慮したうえで、遺産取得課税方式に変更することが望ましい。

贈与税の非課税制度については、格差の固定化防止及び経済対策効果の観点から、教育資金一括贈与及び結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度は適用期限の到来をもって廃

止することが望ましい。

3. 個別項目の検討結果及びその理由

(1) 相続開始前3年以内の贈与加算年数の延長について

【検討結果】

相続開始前3年以内の贈与加算年数を5年から10年程度延長し、基礎控除以下の贈与については加算の対象から除外すること。

また、相続税の計算において贈与税額控除で控除しきれない税額は還付すること。

なお、当該生前贈与加算は、遡及適用することなく、法施行日以後の贈与を対象とすること。

【理由】

贈与税の課税方式について、資産移転時期の選択に中立性を確保するには、相続時精算課税制度が望ましいが（【背景】参照）、同制度は国民の認知度が著しく低い状況にある（下記5(1)参照）。

相続時精算課税制度には、暦年課税制度において少額不追及の観点から設けられている110万円の基礎控除がなく、同制度選択後の贈与は金額の多寡にかかわらず、全てが相続税の対象となる。同制度を原則適用した場合、今まで110万円以下の少額贈与をしてきた贈与者にとって、贈与の促進が極端に阻害される可能性がある（下記5(2)、(3)参照）。さらに、同制度では全ての贈与を把握・管理する必要があるため、納税者及び行政の事務負担が著しく増加することになる。

一方、暦年課税制度の贈与加算年数については、日本総研アンケート結果では「贈与加算年数の長期化は財産の早期移転を促すことに繋がる。」とし、「その変化は5年でも一定程度みられる（下記5(4)参照）」としている。

そこで、贈与税の課税方式については、相続時精算課税制度へ移行するのではなく、現行のまま暦年課税制度を原則とし、現行の相続開始前3年以内の贈与財産の加算年数がある程度延長することが考えられる。加算年数を延長することで、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期移転を妨げることなく、資産移転の時期の選択に一定程度中立性を確保することが可能となる。

具体的な加算年数について、日本総研アンケート結果では、「年数の設定次第では、これまで贈与をしていた人が贈与をあきらめる可能性があることから、年数の設定は慎重に検討する必要がある。」としている。そこで、下記5(4)を踏まえると、財産の早期移転の促進の観点から最短でも5年間とし、生前贈与の縮減防止の観点から最長でも10年間とすることが望ましい。

また、現行の相続開始前3年以内の贈与財産加算規定（相法19）では、贈与税の基礎控除にかかわらず、贈与による取得財産の全額を加算することとされているが、贈与税の基礎控除（相法21の5）の規定は少額不追及の観点から設けられているものである。基礎控除について、安易な引上げは相続税の課税回避を防止する贈与税の機能を損なうとの指摘があったが、次世代への財産の早期移転を通じた社会経済活性化に資するとして、平成13年に当面の措置として60万円から110万円に引き上げられた経緯がある。これらのことからすれば、少額不追及で贈与税の課税対象から切り捨てられたものを、相続税の申告時に生前贈与加算で全て拾い上げることに、制度上の矛盾がある。そして、加算年数を延長する場合、納税者及び行政の負担が著しく増加し、適正な申告がなされない懸念も生じる。

したがって、基礎控除以下の贈与については、加算の対象から除外することが望ましい。また、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、相続税の計算において、贈与税額控除で控除しきれない税額については還付するのが望ましく、法的安定性の観点から、当該加算は、遡及適用することなく、法施行日以後の贈与から対象とすることが望ましい（下図参照）。

（仮定） ・ 令和5年1月1日法施行 ・ 加算期間を5年に延長 ・ 相続発生まで毎年贈与

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
対象外 (遡及不可)	対象外 (遡及不可)	加算	加算	加算	相続発生			
対象外	対象外 (遡及不可)	対象外 (遡及不可)	加算	加算	加算	相続発生		
対象外	対象外	対象外 (遡及不可)	加算	加算	加算	加算	相続発生	
対象外	対象外	対象外	加算	加算	加算	加算	加算	相続発生

↑
法施行

【背景】

与党大綱では「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、(中略)、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」としている。

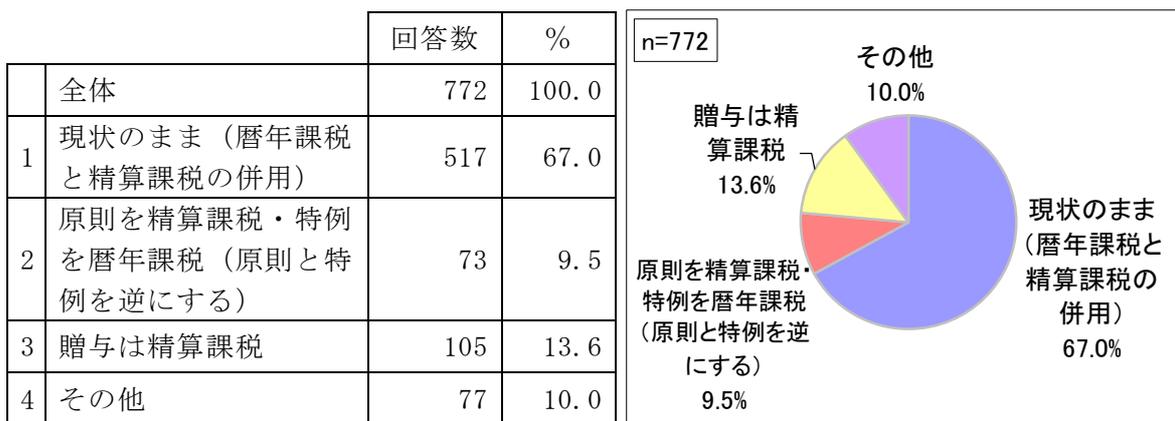
諸外国（アメリカ、ドイツ、フランス）（下記6参照）では、贈与税・相続税（遺産税）の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性を確保する制度を設けている。

累積贈与加算年数については、遺産取得課税方式を採用しているドイツでは10年間及びフランスでは15年間となっており、遺産税方式を採用しているアメリカでは一生涯の贈与分が加算される制度となっている。

これらの諸外国と比較すると、日本の暦年贈与に係る生前贈与加算が3年間というのは、著しく短いと言える。

【支部法対策委員会等への課題検討結果】

今後の贈与税の課税の方向性に関し、「2(1)いずれが望ましいかを選択し、その際の具体的な検討課題・問題点」について支部法対策委員会等にアンケートを行った結果は、下記のとおりである。



<要約>

贈与税の制度については、「現状のまま（暦年課税と精算課税の併用）」が回答数の約7割を占めている。主な理由としては、過去の贈与の把握が実務上困難であることが挙げられている。

一方で、「原則を精算課税・特例を暦年課税」、「贈与は精算課税」とする回答も併せ

て2割程度見られた。主な理由としては、精算課税を原則にすれば、生前贈与は全て相続税の課税対象となり、富裕層による限界税率を下回る水準で分割した生前贈与による租税回避の防止となることが挙げられている。また、贈与履歴の把握の困難さについても、マイナンバーやマイナポータルの普及により過去の贈与の把握がしやすくなるのではないかとの意見が見られた。

「令和3年度支部法対等課題検討結果報告」については、東京税理士会のホームページに掲載されている。<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/member/wp-content/uploads/sites/3/2022/01/c2b6e29818b6cf0896ca6a87cdf74554.pdf>

(2) 暦年贈与の基礎控除の引き上げについて

【検討結果】

世代間贈与の促進のために、暦年贈与の基礎控除を引き上げること。

【理由】

日本総研アンケート結果では、「暦年課税による贈与の金額決定には基礎控除の設定額が大きく影響している」、「親の世代から子の世代への財産移転を進める施策として、基礎控除の設定額の引き上げは一定の効果を生むことがうかがえる。」としている（下記5(3)参照）。

さらに、同アンケート結果では、暦年贈与により取得した財産の使用目的について「子・孫が特定の目的で使用する」と回答した割合は、贈与額が400万円以上700万円未満の層で最も多くなっており（下記5(5)参照）、基礎控除引き上げにより消費を前提とした世代間贈与の促進が期待される。

これらのことから、資産の早期の世代間移転を促進するためには、基礎控除を引き上げることが望ましい。

(3) 相続時精算課税制度の利用促進について

【検討結果】

相続時精算課税制度の利用を促進させるため、以下の見直しを行うこと。

- ① 暦年課税制度と同様に、相続時精算課税制度に1年あたりの基礎控除を設けること。
- ② 相続税の課税価格に加算すべき価格について、贈与時の価格と相続時の価格のいずれかを選択できる制度にすること。
- ③ 相続時精算課税により取得した宅地等について、小規模宅地等の特例の適用対象とすること。
- ④ 相続時精算課税の特別控除を5,000万円にすること。

【理由】

相続時精算課税制度が普及しない理由として、国民の認知度が著しく低いことと、暦年課税制度における110万円の基礎控除と同様の制度がなく、精算課税選択後の贈与は金額の多寡にかかわらず、全てが相続税の対象となることが挙げられる（下記5(2)、(3)参照）。

また、支部法対等課題検討結果において、「相続時精算課税制度が普及しない理由」について、主なものとして「本制度による贈与宅地等に小規模宅地等の特例が適用できない」、「相続時の価額と贈与時の価額を選べない」、「特別控除が少ない」といった意見があった。日本総研アンケート結果においても、同様の意見が見られた（下記5(6)参照）。よって、本制度の利用促進を図るため、具体的に見直すべきポイントを検討した。

① 相続時精算課税制度に1年あたりの基礎控除を設けることについて

暦年課税制度には、税務行政を煩雑にしない趣旨で少額不追求の観点から基礎控除が設けられているが、相続時精算課税制度には基礎控除が設けられていない。税務行政の煩雑さの解消と少額不追及による基礎控除は、相続時精算課税制度においても必要な制度である。

そこで、相続時精算課税制度においても、暦年課税制度と同様に、1年あたりの基礎控除を創設することが望ましい。

② 相続税の課税価格に加算すべき価格について、贈与時の価格と相続時の価格のいずれかを選択できる制度について

相続時精算課税により取得した贈与財産について、相続時に再評価を行わず、贈与時の課税価格で加算する主な理由として、以下が挙げられている。

イ 贈与時において既に受贈者は財産を取得しており、その後自己の責任と計算においてその財産を運用し、そのすべての効用を享受している以上、贈与時以後における贈与財産の価額の変動結果はすべて受贈者に帰属すべきものと考えられること

ロ 贈与税について累積課税方式を採用している諸外国においても、贈与財産を相続時に再評価している例はまれであること

ハ 相続時まで贈与財産は形を変えており、インフレ調整等も決めがたいなど、実務上の対応が複雑であること

しかしながら、支部法対等課題検討結果を踏まえ、相続時精算課税制度の利用促進を図ることを優先させ、次の検討を加え結論を導いた。

贈与時の課税価格で加算することが、納税者の予測可能性が損なわれるため、同制度の利用促進が阻害されていると考えられる。むしろ、「資産移転の時期の選択に中立的な制度」を前提とすると、相続時の課税価格で加算する制度が本来あるべき姿であるとも考えられる。なお、相続時の課税価格で加算する制度に変更しても、納税者の予測可能性を担保することは難しいため、制度の利用促進の弊害となりうる。

そこで、本制度の利用促進を図るためには、相続時まで形を変えていない贈与財産に限り、相続税の課税価格に加算すべき価格について、贈与時の価格と相続時の価格のいずれかを選択できる制度が望ましい。

③ 相続時精算課税により取得した宅地等に対する小規模宅地等の特例の適用について

小規模宅地等の特例は、相続人等の生活の基盤である居住用や事業用の宅地等を維持するために必要不可欠な制度であると考えられている。しかし、現行の小規模宅地等の特例は、相続により取得した宅地等にのみ適用があり、相続時精算課税制度を選択して贈与により取得した宅地等については、相続税の課税価格に算入されるにもかかわらず、この特例の適用を受けることができないこととされている。そのため、生活に必要な居住用や事業用の宅地等を次世代に移転させる時期は、相続時しかない状況を招いている。

これらを早期に次世代に移転させるためには、相続時精算課税により取得した宅地等についても、贈与者の相続時に一定の要件を付したうえで小規模宅地等の特例の適用を認めることが望ましい。

④ 相続時精算課税の特別控除を5,000万円にすることについて

相続時精算課税制度は、資産移転の時期の選択に中立的な税制である。国税庁統計情報の令和元年分相続税のデータによれば、相続時精算課税を選択した相続人

の数が7,791人、適用財産額2,432億9,400万円とされており、相続人一人当たりの適用財産額は単純平均で3,122万円となり、現行の特別控除2,500万円を上回る。また、日本総研アンケート結果Q24においても、「特別控除額が引き上げられた場合に相続時精算課税制度を利用してみたい」との回答が23.1%と施策案の中では最も多く、本制度の利用普及に向け一定の効果が期待される。

高齢者が多く保有する金融資産を、早期に次世代へ贈与することを促すことで消費拡大に資するため、当該贈与額の平均値から更に上乘せし、特別控除を5,000万円程度に拡大することが望ましい。

【背景】

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待できる（与党大綱より）。

【支部法対策委員会等への課題検討結果】

「相続時精算課税制度が普及しない理由」についての支部法対等課題検討結果は、以下のとおりである。これらの内容を踏まえ検討結果とした。

<要約>

相続時精算課税制度が「普及しない理由」を要約すると、本制度を利用するメリットがなく、税理士の負担が大きいという内容であった。メリットがないという点では、本制度による贈与宅地等に小規模宅地等の特例が適用できない、相続時の価額と贈与時の価額を選べないこと等であり、税理士の負担が大きいという点では、贈与の管理が贈与者等の終身に及ぶこと、税理士が贈与者の相続時まで業務を継続しているか不明という意見が多かった。

※「普及しない理由・普及させるための施策」については、「令和3年度支部法対等課題検討結果報告」を参照。

(4) 相続税の課税方式のあり方について

【検討結果】

相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すること。

【理由】

与党大綱では、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、相続税・贈与税の一体化が検討されている。遺産取得課税方式は、相続税・贈与税の一体化を前提とした場合、他の相続人の贈与額や相続額に影響されることなく、自己が移転を受けた財産のみをもって相続税が計算されるため、将来納める相続税を予見し易く、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に最も適した課税方式である。また、各相続人への生前贈与額が顕在化することによる、相続人間でのトラブル等を回避できる利点もある。さらに、現行の法定相続分課税方式における以下のような問題点を解消することも可能となる。

イ 均分相続をした場合と1人の相続人が全財産を相続した場合の相続税額が同額なのは、超過累進税率のもと、相続人間の垂直的公平が担保されないこと。

ロ 被相続人の遺産総額により、同じ金額の財産を相続したにもかかわらず税負担が異なるのは、水平的公平が担保されないこと。

ハ ある相続人の申告漏れが、他の相続人の相続税額の追加納付につながること。

ニ 小規模宅地等の特例や農地の納税猶予などの減税効果が、事業等の継続と無関係

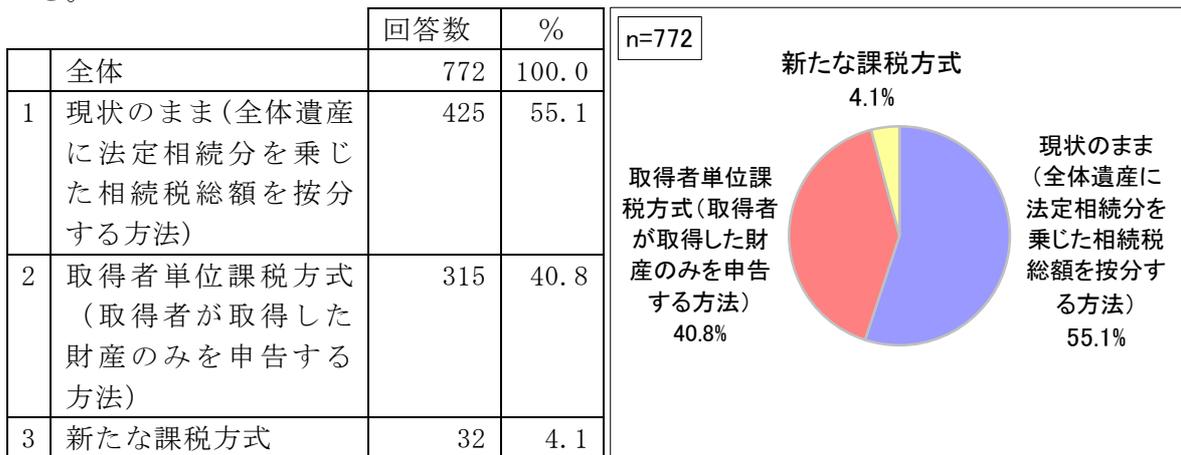
な相続人にも及んでしまうこと。

ホ 非上場株式の親族外承継など相続人以外の者が相続税の申告義務を負うケースが増えており、その者が相続財産の全容を調査することは困難であり、適正な相続税の申告をすることができないこと。

なお、変更の際には、基礎控除や税率構造の見直し、配偶者の税額軽減のあり方、未分割財産に対する課税方法、制度変更に伴う抵抗感などを十分検討することが必要である。

【支部法対策委員会等への課題検討結果】

「2(2)相続税の課税方式」についての支部法等課題検討結果は、下記のとおりである。



<要約>

相続税の課税方式については、「現状のまま」と「それ以外」がおよそ半々の回答であったが、若干「現状のまま」の方が多い結果となった。

「現状のまま」とした主な理由は、現状に問題がないとのことであるが、「現状のまま」としつつも、何らかの改正は必要と感じている意見も多数あった。

また、取得者単位課税方式や新たな課税方式とした主な理由としては、家族のあり方が変わってきている現代において、現状の課税方式は時代にそぐわないとのことであった。

(5) 租税特別措置法における一定の贈与税の非課税制度のあり方について

【検討結果】

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度及び結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度については、適用期限をもって廃止すること。

なお、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度については、受贈者の所得制限を見直すなどの格差の固定化防止に配慮した上で、存続させること。

【理由】

与党大綱では、租税特別措置法における贈与税の非課税措置について「特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要」としている。

教育資金の一括贈与及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税制度創設の主な目的は、60歳代以上が保有している金融資産が増加しているため、経済活性化の観点から、より早期に若年代へ移転させることである。しかしながら、贈与税の非課税措置は、

家族内における資産の移転について、限度額の範囲内まで贈与税負担の回避ができるため、格差の固定化に繋がるとの指摘もある。

そこで、これらの制度は利用頻度が少なく、経済活性化という目的からすれば「贈与税を非課税」とすることが有効であるか疑問であり、格差の固定化防止等の観点からも、これらの制度は適用期限の到来をもって廃止するのが望ましい。

なお、住宅取得等資金贈与の非課税制度についても、格差の固定化に繋がるとの指摘がある。しかし、同制度については、消費税増税時の反動減対策として非課税枠を拡大するなど、景気対策としての効果が期待される。また、高齢者の保有する資産が早いタイミングで若年世代に移転され、かつ、移転資産が即座に消費されるため、経済の活性化が期待される。そこで、同制度は、受贈者の所得制限を見直すなど、格差の固定化防止に配慮した上で、存続させるのが望ましい。

【背景】

令和2年11月13日の政府税制調査会資料『資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について（財務省）』P38～P41では次のとおりである。

まず、教育資金贈与信託の受託状況については、延べ利用実績が230,011件で1兆6,700億円であるが、新規契約数は導入当初よりも減少しており、令和2年3月における直近1年間では9,413件、800億円となっている。

次に、結婚・子育て資金贈与信託の受託状況については、利用実績は延べ6,959件で203億円に止まり、新規契約数は教育資金贈与同様に導入当初よりも減少し、同様に直近1年間で212件、10億円となっている。

4. 相続税を遺産取得課税方式に変更した場合の税収への影響とその検証

現行の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更した場合の税収について、仮に、課税価格の合計額を15億円、相続人は配偶者と子（長男及び二男）2名とし、取得割合を配偶者1/20、長男18/20、二男1/20とした場合、相続税額の増減は下記のとおりとなる。なお、基礎控除は現行の4,800万円を法定相続分で按分した金額とし、取得金額に対する税率は現行と変更しないものとし、配偶者の税額軽減は適用しないものとして計算している。

	現行課税方式	遺産取得課税方式	増減額	増減割合
配偶者	30,315,000	8,300,000	△22,015,000	△28.3%
長男	545,670,000	663,900,000	118,230,000	151.9%
二男	30,315,000	11,900,000	△18,415,000	△23.6%
合計	606,300,000	684,100,000	77,800,000	100.0%
	100.0%	112.83%	12.83%	

この結果、相続税額の増減割合は、現行と比較すると約113%となり、各人の増減額及び増減割合は上記のとおりとなる。遺産取得課税方式に変更した場合、税率を現状と同一とすると、財産を多く取得した者の税負担が著しく上昇する。このことから、事業承継者に対しては、事業承継税制の要件緩和、小規模宅地等の特例の適用拡大といった事業継続のための配慮が必要となる。

5. 相続税・贈与税の一体的課税制度見直しに伴う贈与への影響の検証

調査研究部では、株式会社日本総合研究所へ依頼し、保有資産1億円以上の全国の50代

～70歳以上の男女1,000名に対し、相続税・贈与税の一体的課税制度に関する意識調査のため、アンケート調査を実施した（全文は【別紙】参照）。その中で、本答申へ反映させた部分の概要は、以下のとおりである。

(1) 相続時精算課税制度認知・利用状況（P49）

相続時精算課税制度について、「制度を知らなかった」が39.0%、「制度は知っているが詳細はよくわからない」が25.0%となっており、64.0%の人が相続時精算課税制度について理解していないと回答しており、周知度は低いといえる。

(2) 相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与（P43、P59）

全ての贈与が相続時に精算して課税されるとなった場合、「影響はない」が最多の41.9%に対し、残りの58.1%の人について何らかの行動変化がおこるとされ、その中で「生前贈与をしなくなる」が34.2%と多かった。

また、「中立的な税制を目指して全ての贈与は相続時に精算して課税される、とした場合、生前贈与が縮減される可能性がある。」との補足もある（P9）。

これらのことから、贈与税の課税方式を相続時精算課税に改めた場合、生前贈与が促進するどころか、後退を招く結果となる。

(3) 暦年課税贈与額／年・人【暦年課税利用者】（P34、P39）

暦年課税での相続人一人・1年当たりの贈与額は、110万円（基礎控除）が36.0%と最も多く、「110万円未満の一定額」の29.2%と合わせて65.2%となった。

また、暦年課税利用者のうち、基礎控除増額時には「一年あたりの贈与額を増やす」が49.7%、「特に変更はしない」が42.5%と、ほぼ二分した。

さらに、調査結果サマリでは、「親の世代から子の世代への財産移転を進める施策として、基礎控除の設定額の引き上げは一定の効果を生むことがうかがえる。」（P5）としている。

これらのことから、基礎控除の引上げは、暦年課税の贈与額に大きな影響を与えるので、次世代への財産の早期移転を促進させる効果がある。

(4) 行動変化が生じる生前贈与加算年数（P47、P60）

生前贈与加算年数について、長期化しても「行動変化はない」が最多の46.1%であったが、逆に5年以上に延長しただけでも53.9%の人の行動変化を引き起こすこととなる。

また、上記調査結果に基づくサマリでは、「生前加算年数の長期化は財産の早期移転を促すことに繋がる。その変化は5年でも一定程度みられる。年数の設定次第では、これまで贈与をしていた方が贈与をあきらめる可能性がある事から、年数の設定は慎重に検討する必要がある。」としている（P6）。

これらのことから、生前贈与加算年数の延長期間については、最短でも5年間に延長しなければ財産の早期移転の促進が図られず、最長でも10年間に抑えないと生前贈与の縮減を防止することができない。

(5) 暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】（P10、P35）

暦年課税を利用した贈与財産の使用目的について、複数回答により調査したところ、「特定の目的はなく、子・孫が自由に使う」46.4%、「子・孫が特定の目的で使用する」が25.4%となっており、贈与財産がある程度消費されているか活用されていることがうかがえる。

上記と暦年贈与額／年・人とのクロス集計結果では、基礎控除を超えて贈与している人の使用目的としては、「将来の相続税の支払いに充てる」が最も多く、「特定の目的はなく、子・孫が自由に使う」との回答は少ない傾向がうかがえる（P58）。また、贈与額が400万円以上700万円未満の層では、『子・孫が特定の目的で使用する』と回答した割合が最も多くなっている。

(6) 相続時精算課税制度非利用理由【精算課税非利用者】(P52、P76)

相続時精算課税を利用しない理由として、「内容がよく分からないから」が 41.9%と最も多く、次に、「暦年課税を利用した財産の移転との併用が出来ないから」が 19.0%となっている。

さらに、相続時精算課税制度を理解している 285 人について、利用しない理由を複数回答により確認したところ、やはり「暦年課税を利用した財産の移転との併用が出来ないから」が 29.5%と最多であり、次いで「税率が魅力的でないから」が 28.8%となった。

6. 諸外国における相続税及び贈与税制度

前述の財務省資料『資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について』では、日本と諸外国（アメリカ、ドイツ、フランス）との比較によって、相続税の課税方式の類型や相続・贈与に関する税制について記載されている。

累積贈与加算年数については、アメリカでは一生涯、ドイツでは 10 年間、フランスでは 15 年間としている。特にアメリカは一生涯累積贈与額と相続財産が一体で課税されるため、納税者及び行政負担が大きい制度となっているが、2021 年の遺産税の基礎控除（非課税枠、インフレ調整後）は 1,170 万ドル（約 12 億 7,000 万円）（基礎控除は原則として 500 万ドルであるが、2018 年以降 2025 年までの時限措置により 1,000 万ドルに拡大）となっており、日本と比較すると課税対象者は著しく少ない状況である。

内容を要約すると下表のとおりである。

(図表) 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

	アメリカ	ドイツ	フランス	日 本	
				暦年課税	精算課税
相続税の課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式		法定相続分課税方式	
相続税額の計算方法	遺産総額に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算	各人の遺産の取得額に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算		相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、各人の取得財産額で按分	
納税義務者	遺言執行人	相続人等		相続人等	
相続税の基礎控除等	基礎控除： 1,158 万 \$ (12.6 億円) ※税額控除ベースで 458 万 \$	配偶者：剰余調整分 + 75.6 万 € (9,148 万円) 子：40 万 € (4,840 万円)	配偶者：免税直系血族：10 万 € (1,210 万円)	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数	
贈与税の体系	遺産税と統合	相続税と統合		相続税と別個の税体系	
税率表	贈与税・遺産税で共通税額控除（基礎控除に相当する部分）も、贈与税・遺産税で生涯累積	贈与税・相続税で共通基礎控除も、贈与税・相続税で 10 年間累積	贈与税・相続税で共通基礎控除も、贈与税・相続税で 15 年間累積	贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも重い税率構造が設定	

贈与税の基礎控除等	基礎控除： 1,158万\$ (12.6億円) 税額控除ベース： 458万\$ 配偶者：免税	配偶者：50 万€(6,050万円)；子 40万€(4,840万円)	配偶者： 80,274€(977万円) 直系血族：10 万€(1,210万円)	基礎控除 (年間)： 110万円	特別控除 (累積)： 2,500万円
累積贈与加算年数	一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税	10年間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税	15年間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税	相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税	選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税
過去贈与分に対する税額の取扱い	納付済みの実額は、遺産税額から控除	過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額は、相続税額から控除	死亡前3年間の贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除	選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除	
控除不足額の取扱い	還付する	還付しない	還付しない	還付する	
資産移転時期の中立性	中立的	中立的	中立的でない	中立的	

【別紙】

相続税・贈与税の一体的課税制度に関する報告書取りまとめ支援

(株式会社日本総合研究所アンケート調査結果)